

別表1 (第3条、第4条関係)

| 施設区分 | 対象とする施設 | 補助率 | 申請下限額 ※1 | 補助上限額※2 |
|----------------------|---|-----|-------------|---|
| 入所系施設 (グループホーム除く) | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1/2 | 60万円 | 200万円 ただし定員30人を超える場合、超過する定員数に3万円を掛けた金額を補助上限額に加算する。 |
| グループホーム | 認知症対応型共同生活介護事業所 | 1/2 | 40万円 | 100万円 |
| 通所・訪問 | 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所※3、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリ事業所、短期入所生活介護事業所※4、短期入所療養介護事業所※4、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、訪問型サービス事業所、通所型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与・販売事業所 | 1/2 | 20万円 | 50万円 |
| 救護施設 | 救護施設 | 1/2 | 60万円 | 200万円 ただし定員30人を超える場合、超過する定員数に3万円を掛けた金額を補助上限額に加算する。 |

※1 補助申請することができる補助対象経費の下限額。補助対象経費が申請下限額を下回る場合は、補助対象外となる。

※2 表中の記載に関わらず、補助上限額は最大で600万円とする。

※3 みなし指定事業所を除く。

※4 空床利用型を除き、かつ、事業実施前年度（事業実施年度に開設した事業所においては事業実施年度）に介護報酬の請求がある事業所に限る。また、入所施設に併設する場合は1事業所として扱わず、入所施設の定員に合算する。